

別紙

公開概要書

受付日	令和4年9月26日	回答日	令和4年9月30日	担当課	土木課
意見等の内容	<p>数年前、市道において、T字路で危険な箇所カーブミラーの設置をお願いし対応してもらったが、現在行っている同路線の改良工事により取り外された。当路線は、通学になっており非常に危険であるため、市に連絡し現地説明を行ったが、「現在カーブミラーが多く管理が困難なため減らす方向である」等の理由で設置できないと言われた。</p> <p>ところが、新聞で交通事故防止機器（道路反射鏡）贈呈式の記事があった。市は、減らす方向であると言われたのに、贈呈を受ける事は矛盾するのではないか。</p>				
回答の内容	<p>市道のカーブミラーは、市道と市道の交差点において、塀や垣根、または道路の線形（曲線）により見通しが確保できない場合に設置を検討しています。</p> <p>ただし、直接目視が困難な場合でも、現場によっては歩行者等への危険性を勘案し、設置を見送る場合があります。その理由は、運転者が鏡のみを注視することによって、徐行義務、直接目視等を怠り事故が発生する危険性があることや、カーブミラーの死角から出てくる歩行者等に対し、運転者の発見が遅れることがあるからで、益田警察署の助言を参考としながら、設置について検討を行っているところです。</p> <p>当箇所においては、改良工事により路肩が拡幅されたことによる道路状況の変化と先に述べた検討により、カーブミラーの設置を見送った次第です。</p> <p>カーブミラーの管理についてですが、改良工事により曲線部等の改善が図れば、カーブミラーの撤去や他の箇所への転用が可能となり、維持管理の効率化が図れるものと考えています。</p> <p>また、交通事故防止機器（道路反射鏡）の贈呈によりいただいた機器は、現地での検討を行い、必要な箇所に順次設置し、また劣化した鏡について必要に応じ取り替える等活用させていただいています。</p>				